





(登録の抹消)

**第十八条** 国土交通大臣は、内航海運業者から第十六条の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該内航海運業者の登録を抹消しなければならない。

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

**第十九条** 内航運送をする内航海運業者は、他の内航海運業者の行う内航運送を利用して物品の運送を行う場合にあつては、その利用する内航運送を行ふ他の内航海運業者が第十条、第十二条の規定により輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

(輸送の安全の確保に関する命令等)

**第二十条** 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者が第十二条第一項、第四項若しくは第六項、第十二条若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守していないことその他他の事由によりその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者は第三条第二項の届出をした者に対し、業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に關し勧告することができる。

**第二十一条** 国土交通大臣は、内航海運業の健全な発達を図るために必要なと認めると認めるときは、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、期限を定めて運航計画の改善、輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**第二十二条** 国土交通大臣は、毎年度、前条第一項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全に關わる情報を整理し、これを公表するものとする。

**第二十三条** 内航海運業者による輸送の安全に關わる情報の公表

**第二十四条** 内航運送をする内航海運業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に關わる情報を公表しなければならない。

(自家用船舶)

**第二十五条** 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

**第二十六条** 登録又は変更登録には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

**第二十七条** 前項の条件は、登録又は変更登録に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課すこととなつたものでなければならない。

(登録等の条件)

**第二十八条** 登録又は変更登録には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

**第二十九条** 前項の条件は、登録又は変更登録に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課すこととなつたものでなければならない。

(報告及び検査)

**第二十五条** 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第二項の届出をした者に対するその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**第二十六条** 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

**第二十七条** 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

**第二十八条** 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程(第十二条第一項第一号(次条において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 國土交通大臣は、前項の基本的な方針の策定をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならぬ。

(準用)

**第二十九条** この法律の規定は、もつばら湖、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

(海上運送法の適用除外)

**第三十条** 内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者は、海上運送法第十九条の五第一項(人の運送をする貨物定期航路事業に係る部分を除く。)及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項(同法第三十二条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をしなくてよい。

(荷主の責務)

**第三十一条** 荷主は、内航運送をする内航海運業者がこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

(荷主への勧告)

**第三十二条** 地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の事業の停止の命令又は登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

**第三十三条** 地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の事業の停止の命令又は登録の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

**第三十四条** 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(罰則)

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第三十二条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同項に規定する内航海運業を営んだとき。

2 第二十七条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義を他人に利用させたとき。

3 第二十六条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義を他人に利用させたとき。

**第三十六条** 第十七条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項本文（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第四条第一項各号に掲げる事項を変更したとき。

二 第八条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで同一航運送をする事業を行つたとき。

三 第八条第二項、第十一项第三項若しくは第七項又は第二十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

四 第十一条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、又は届出をした安全管理規程（第十一条第二項第二号及び第三号（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）によらないで、事業を行つたとき。

五 第十一条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、安全統括管理者は又は運航管理者を選任しなかつたとき。

六 第十一条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

九 第三十一条法人的代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に關して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三条第二項、第七条第三項若しくは第五項、第十三条第二項若しくは第十六条（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

三 第十五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第二十二条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

**附 則 抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

**附 則（昭和二十八年八月二八日法律第二五五号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

**附 則（昭和三〇年七月二五日法律第九〇号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

**附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一二二号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**附 則（昭和三九年七月二日法律第一四〇号）抄**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（昭和四〇年六月一日法律第九七号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

**附 則（昭和四一年二月二六日法律第一五〇号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

**附 則（昭和四六年六月一日法律第九六号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

**附 則（昭和五六年六月一日法律第九六号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

**附 則（昭和五六年六月一日法律第九六号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、昭和五六年四月一日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

**第二十条** この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る國の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の國の機関のした処分等とみなす。

**第二十一条** この法律の施行前にこの法律による改正に係る國の機関に対にして申請、届出その他行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の國の機関に対にして申請、届出その他の行為（以下この条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

この法律の施行の日の前日ににおいて法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関

係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

**附 則** (昭和五十九年五月八日法律第二五号) 抄  
(施行期日)  
(経過措置)

**第一条** この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

**第二十三条** この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長(以下「支局長等」という。)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の行為(以下この条において「处分等」という。)は、政令(支局長等がした处分等があつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸支局長(海運支局長等)という。)がした処分等とみなす。

**第二十四条** この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に對してした申請等とみなす。

**第二十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則** (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄  
(施行期日)  
(内航海運業法の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**第二十八条** この法律の施行の際現に日本国有鉄道の經營する連絡船事業(運輸大臣が指定するものに限る。)の用に供する船舶であつて改革法第二十二条の規定により旅客会社が引き継ぎ、かつ、經營する連絡船事業に係るものについては、第一百二十三条の規定による改正後の内航海運業法第二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第四十一条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第四十二条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。  
**附 則** (平成元年一二月一九日法律第八二号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第十四条** この法律の施行の際現に附則第五条の規定による改正前の内航海運業法(以下「旧内航海運業法」という。)第三条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業及び運送取次事業についてそれぞれ第三条第一項の許可及び第二十三条の登録を受けたものとみなされる者については、当該事

業に係る旧内航海運業法第四条第一項第三号の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事項に2前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事

相当する事項に係る部分に限る。)を第四条第一項第三号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

**第三** 附則第七条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。この場合において、これらの規定中「旧通運事業法第五条第三項の事業計画」とあるのは、「附則第五条の規定による改正前の内航海運業法第五条第三号の事業計画」と読み替えるものとする。

**第四** 第一项第三号の事業計画」と読み替えるものとする。

**第五** 第一项の規定により第一種利用運送事業の許可及び運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者がこの法律の施行後第九条第一項の規定により最初に届け出なければならない料金並びに第二十八条第一項の規定により最初に届け出なければならない料金については、これら

の規定中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に」とする。

**第六** 前項に規定する者がこの法律の施行後第十一条第一項の規定により最初に認可を受けなければならない利用運送約款及び第二十九条第一項の規定により最初に認可を受けなければならない運送取次約款については、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内に、運輸大臣」とする。

**第七** 第十五条この法律の施行の際現に旧内航海運業法第三条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による内航運送取扱業の許可を受けている者(以下「内航運送取扱業者」という。)は、施行日に附則第三条の規定による改正後の海上運送法第二条第八項の海運仲立業について同法第三十三条(同法第四十四条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の届出をしたものとみなす。

**第八** 第十六条この法律の施行の際現に旧内航海運業法第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項(これらの規定を旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により營業保証金を供託している者は、当該供託に係る營業保証金を取り戻すことができる。

**第九** 前項の營業保証金の取戻しは、この法律の施行前に当該營業保証金につき旧内航海運業法第十三条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間中にその申出がなかった場合でなければ、これをすることができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りではない。

**第十** 前項の公告その他營業保証金の取戻しに關し必要な手続は、法務省令・国土交通省令で定める。

**第十一** 前三项の規定にかかるわらず、この法律の施行前に旧内航海運業法第二十四条第一項(旧内航海運業法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する營業保証金を取り戻すことを得べき事由が発生している者の当該營業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

**第十二** この法律の施行前に内航運送に關し内航運送取扱業者と取引をした者が有する当該取引により生じた債権については、旧内航海運業法第十三条及び第二十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、第十三条第二項中「省令」とあるのは、「法務省令・国土交通省令」とする。

**第十三** 附則第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第十八条第一項の規定又は前条第二項の規定により第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受けたものとみなされる者であつて、これらの規

定により第一種利用運送事業若しくは第二種利用運送事業又は運送取次事業についてそれぞれ二以上の許可又は登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可又は登録を一の許可又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

**第十四** 附則第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第二十二条第二項の規定により第三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項又は第二十二条第二項の規定により第三条第一項の許可又は登録を受けたものとみなされる者についての第二十二条第二号及び第三十二条第一項の規定の適用については、これらの規定中「該当するに至つたと

き」とあるのは、「該当していたことが判明したとき又はいざれかに該当するに至ったとき」とする。

**第二十五条** 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道路運送法、旧内航海運業法若しくは旧航空法（附則第二十八条において「旧海上運送法等」という。）又はこれらに基づく命令によりした処分、附手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、附則第七条から第十五条まで、附則第十七条から第二十一条まで及び前条に規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

**第二十八条** この法律の施行の際現に貨物運送取扱事業に該当する事業（旧海上運送法等に基づき免許、許可若しくは登録を受けること又は届出をすることをする事業並びに附則第十条及び前二条の規定が適用される事業を除く。）を経営している者は、施行日から六月間は、第三条第一項若しくは第三十五条第一項の許可又は第二十三条若しくは第四十一条第一項の登録を受けないで、当該事業を經營することができる。その者がその期間内に当該事業についてこれらの規定による許可又は登録の申請をした場合において、その許可をする旨若しくはその許可をしない旨又はその登録をする旨若しくはその登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

**第二十九条** この法律の施行の際現に第五十二条第一項に規定する貨物運送取扱事業を經營する者が組織している団体に該当する団体についての同項の規定の適用については、同項中「その成立の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

**第三十条** この法律の施行前にした行為及び附則第十一条第一項又は第二十一条第一項若しくは第二十七条の規定により従前の例によることとされる海上運送取扱業又は航空運送取扱業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十一条** 附則第七条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

**第一条** （施行期日） この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**第一条** （施行期日） この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**第一条** （施行期日） 諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諸問題その他の求めがされた場合は、当該諸問題その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**（施行期日）** 平成六年一月一二日法律第九七号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

**第二十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第二条、第四条、第七条第二項、第八条、第十一条、第十二条第二項、第十三条规定により

第十五条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条、第四条、第八条、第九条、第十三条、第二十七条、第二十八条及び第三十条の規定の施行後にして必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

**第二十一条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（平成一四年六月一一日法律第七一号）抄**

**第一条** （施行期日） この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

（内航海運業法の一帯改正に伴う経過措置）

**第十五条** この法律の施行の際現に旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可を受けている者であつて、当該事業が総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるもの又は総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定によるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請によるもの又は総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、当該事業に係る旧法第二十一条第二項において準用する旧法第三条第二項の事業計画は、省令で定めるところにより、内航海運業法第四条第一項の事業計画又は同法第三条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十一条第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可の申請であつて、当該事業が総トン数百トン以上若しくは長さ三十メートル以上の船舶によるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請によるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定によりした届出とみなす。この場合において、当該事業に係る旧法第二十一条第二項において準用する旧法第三条第二項の事業計画は、省令で定めるところにより、内航海運業法第四条第一項の事業計画又は同法第三条第二項の規定により届け出た事項とみなす。

3 第二項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、内航海運業法第八条第一項の事業計画の変更の認可の申請、同条第二項の規定によりした事業計画の変更の届出又は同条第四項の規定によりした届出とみなす。

この法律の施行の際現にされている旧法第二十三条の二第一項において準用する旧法第十一條第一項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、内航海運業法第八条第一項の事業計画の変更の認可の申請、同条第二項の規定によりした事業計画の変更の届出又は同条第四項の規定によりした届出とみなす。

**附 則（平成一四年一二月二二日法律第一六〇号）抄**

**第一条** （施行期日） この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則（平成一四年五月三一日法律第九一号）抄**

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

**附 則（平成一四年五月三一日法律第五四号）抄**

**第一条** （施行期日） この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

**第二十八条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「处分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により

相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

**第二十九条** この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対して申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定に

より相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。

**第三十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成一六年六月二日法律第七一号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**  
第九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の内航海運業法（以下「旧内航海運業法」という。）第三条第一項の許可を受けていた者は、施行日に、第三条の規定による改正後の内航海運業法（以下「新内航海運業法」という。）第三条第一項の登録を受けたものとみなす。

**第十一条** 前条に定めるもののほか、施行日前に旧内航海運業法又は旧内航海運業法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為は、新内航海運業法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

**第十二条** 国土交通大臣は、この法律の公布の日の属する年度において、旧内航海運業法第二条の二の規定にかかるわらず、当該年度以降の五年間にについて各年度の適正な船腹量を定めることができる。

**第十三条** この法律の施行前にした行為並びに附則第四条及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
第十四条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（平成一八年三月三一日法律第十九号）抄

**（施行期日）**

第一项 この法律の施行前にした行為並びに附則第四条及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

**（政令への委任）**  
第十五条 附則第一条から前条までに定める日のほか、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用によりなお従前の例によることは、な

お従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
第十六条 附則第一条から前条までに定める日のほか、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用によりなお従前の例によることは、な

お従前の例による。

**（政令への委任）**  
第十七条 附則第一条から前条までに定める日のほか、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用によりなお従前の例によることは、な

お従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
第十八条 附則第一条から前条までに定める日のほか、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用によりなお従前の例によることは、な

お従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
第十九条 附則第一条から前条までに定める日のほか、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用によりなお従前の例によることは、な

お従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
第二十条 附則第一条から前条までに定める日のほか、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用によりなお従前の例によることは、な

お従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**  
第二十一条 附則第一条から前条までに定める日のほか、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用によりなお従前の例によることは、な

お従前の例による。

**（政令への委任）**  
**第七条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**  
第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**（平成三十一年五月二十五日法律第二十九号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**  
第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**  
第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（令和三年五月二一日法律第四三号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**（内航海運業法の一部改正に伴う経過措置）**  
第二条 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業（第三条の規定による改正後の内航海運業法（以下この条及び次条において「新内航海運業法」という。）第二条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）を営んでいる者（第三条の規定による改正前の内航海運業法（以下この条において「旧内航海運業法」という。）第三条第一項の登録を受けた者を除く。）は、この法律の施行の日（次条から附則第五条までにおいて「施行日」という。）から起算して一年間（当該期間内に新内航海運業法第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新内航海運業法第三条第一項の規定にかかるわらず、当該船舶の管理をする事業を営むことができる。その者がその期間内に新内航海運業法第四条第一項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により船舶の管理をする事業を営むことができる場合においては、その者を新内航海運業法第七条第一項に規定する内航海運業者とみなして、新内航海運業法第九条、第十四条、第十七条、第二十条及び第二十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新内航海運業法第十七条第一項中「当該内航海運業の登録を取り消す」とあるのは、「当該内航海運業の全部の廃止を命ずる」とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

**（前項の規定により読み替えて適用される新内航海運業法第十七条第一項の規定により内航海運業の全部の廃止を命じられた場合における新内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録を受けた者に限る。）**の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の登録を受けた者に限る。

項の規定の適用については、同項中「第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは」とあるのは、「第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）」の施行の日から一年以内に」とする。

5 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者（旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者を除く。）の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第三条第二項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から三十日以内に」とあるのは、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）」の施行の日から三月以内に」とする。

6 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者（旧内航海運業法第三条第二項の届出をした者に限る。）の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第五項の規定の適用については、同項中「を変更したときは、その日から三十日以内に」とあるのは、「の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）」の施行の日から三月以内に」とする。

第三条 新内航海運業法第九条の規定は、施行日以後に締結される内航海運業に係る業務に関する契約について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることが認められる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第五百九条の規定 公布の日

#### 附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
  - 二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十二条中内航海運業法第六条第一項第二号の規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。